



# 概要：監視技術に関する人権 デューディリジェンスの指針

情報通信技術 (ICT) 産業が急速に拡大していますが、この技術は民主的で透明性のある制度や市民の自由の行使を支える力にもなれば、個人や集団の権利の侵害を引き起こす力にもなります。[国連人権理事会の2020年の報告書](#)に書かれているとおり、新しい技術によって個人は自らの権利を行使できるようになるとともに、近年では[社会運動を起こしたり](#)、[権利侵害の実態を記録したり](#)、[教育へのアクセスを確保したり](#)する目的でも活用されています。しかし国連の専門家や、[デジタル権利を訴える各団体](#)、[各国政府](#)が証言しているように、一部の新しい技術、[特に対象を絞った監視機能 \(スパイウェアなど\)](#)や[大量監視機能 \(生体認識ソフトウェアなど\)](#)を備えた技術は、さまざまな人権を侵害する目的で組織的に利用されています。

監視技術は、政府が適切に監督し説明責任を果たすことで、正当な法の執行や国家安全保障を確保する目的で活用できる一方、その適用には常に人権への大小さまざまな影響が伴います。例えば、こうした監視技術は、[個人のプライバシーや市民と政府の間の信頼関係](#)にまつわるこれまでの規範を徐々に蝕んだり、一部の国で[反自由主義や独裁主義](#)の台頭を可能にしたり、報道機関や人権擁護者への[弾圧を激化](#)させたり、[何十万人もの少数民族の監視や拘束、強制労働を進めたり](#)、[差別を助長](#)したりするためにも利用されており、これまでに抑圧的な政権による反対派の[誘拐や殺害](#)につながったケースもありました。

監視技術のバリューチェーンで事業や投資を行う企業の株主として、投資機関には、[国連「ビジネスと人権に関する指導原則」\(UNGP\)](#)に基づき、人権を促進して自らの責任を果たす重要な役割があります。投資機関は顧客に対して受託者責任も負っていて、その対象範囲は、企業の長期的な価値や実績を示す重要な指標として[環境・社会・ガバナンス \(ESG\)](#)の基準までも含む形に進化しています。[明らかになった NSOグループの問題](#)からも分かるように、人権リスクは重大なリスクであり、企業や投資機関にとっては法的、風評的、財務的への影響を伴うものなのです。

監視技術関連企業の株式の購入や保持を検討している投資機関は、人権デューデリジェンス (HRDD) を実施する必要があります。これは、投資を守るためであり、UNGPに基づいて自らの責任を果たすためであり、新たな技術が世界中の人権や民主的な自由を支えるために利用されるようにするためでもあります。監視技術関連企業は次のように分類されます。

- ③ 1つ以上の監視技術／サービスの生産や販売を専門に行っている企業 (例: NSOグループ、ガンマ)
- ③ 監視技術以外にも、さまざまな商品やサービス、技術を提供する企業 (例: アルファベット、アマゾン)
- ③ 監視目的にも監視以外の目的にも利用可能な商品、サービス、技術を提供する企業 (例: サンドバイン)

「監視技術のエコシステムの舵を取る: 投資機関のための人権デューデリジェンス指針」は、投資機関がこの人権デューデリジェンスを実施する際に役立つものです。本指針は、デジタル権利を訴える擁護者、HRDDを設計する専門家、投資機関の視点に基づき、一連のオンラインワークショップ、個別インタビュー、デスクリサーチから得られた知見に基づいて作成されています。本指針は、定義、現在進行中のリスクの例、人権および受託者責任を果たすために使用する道標を提供することで、あらゆる規模、業種、地域の投資機関が監視技術部門の舵を取れるよう支援することを目的としています。具体的には、以下の内容が含まれます。(a) 監視技術がどのように個人やコミュニティに人権リスクをもたらすかの考察、(b) 投資機関にとっての重要なリスクの説明、(c) リスクの重大性を特定するための質問事項、(d) 投資意思決定のためのフレームワーク、などです。本指針は機関投資家向けに作成されましたが、市民社会組織、企業、政策立案者等の他のステークホルダーにとっても有用です。

HRDDの主要ステップは、投資機関が対象を絞った質問を通じて検討できるよう、3つの分野で構成されています。

- ③ **ガバナンス、方針、実践**とは、企業の取締役会やシニアスタッフの役割、構成、文化、特別部門(人権委員会など)、また、人権侵害を特定、評価、対処するために企業が導入している防止・緩和方針やプラクティスを指します。
- ③ **製品ライフサイクル**では、企業の「設計・開発」、「宣伝・展開・販売」、「ライセンス供与・使用」が、その製品やサービスがエンドユーザーによる人権侵害行為に対して脆弱にする、あるいは、企業がそのバリューチェーンにおいて人権侵害を防止・緩和することを可能にする方法を検討します。
- ③ **救済**は、製品やサービスの使用により不利益を被った個人に対して、救済へのアクセスを提供するために、企業が導入している方針と実践を考察します。

また、本指針は、段階的なリスク管理の枠組みを通じて、評価プロセスで得られた知見を投資機関に適用するための支援を提供します。最終的には投資機関の判断に委ねられますが、3段階のリスクレベルに対応する評価基準は、企業の潜在的な行動、リスク、判断の説明を通じて、監視技術産業に属する企業への投資、関与、排除を決定する際の指針を提供するものです。

**背景:** 本指針は、[ハートランド・イニシアティブ](#)、[ビジネスと人権リソースセンター](#)、[アクセス・ナウ](#)の共同イニシアチブである「監視技術の説明責任プロジェクト」の成果物です。過去2年間、プロジェクトパートナーは[Agentura.ru](#)、[ガルフ人権センター](#)、[インターネットフリーダム財団](#)、[パラダイム・イニシアティブ](#)、[R3D](#)、そしてデジタル権、ビジネスと人権、投資コミュニティからの専門家と協力して、本指針を開発しました。